

令和7年度「長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業費補助金」のご案内

1 事業の目的

農山村地域の拠点として地域の活性化に貢献する農産物等直売所へのステップアップを目指して、売上拡大や出荷者の確保など経営基盤強化に向けた計画を策定した直売所の取組を支援します。

2 補助対象者

農業者が組織する団体、農業協同組合、民間事業者、公社

3 補助率・補助金額

定額 上限100万円

4 補助の対象となる取組の一例

(1) 販売・流通に関する取組

- ✓ 地域の食材を活用した新たな加工品の開発
アドバイザー謝金・旅費、調理器具の購入・リース代、原材料費、
パッケージデザイン開発にかかる費用、加工に係る委託費等 など
- ✓ その他、情報発信や販売・流通に関する活動

(2) 生産・出荷に関する取組

- ✓ 新規品目の導入（試験栽培のための種苗代）
- ✓ 栽培講習会の開催（種苗代、講習会開催経費、アドバイザー招へい）
- ✓ 新たな生産者確保・出荷者への集荷に係る取組 など

(3) 地域の活性化に関する取組

- ・消費者との交流イベントの開催（チラシや広告代、のぼりの作成にかかる費用）
- ・体験メニューの開発（アドバイザー謝金） など

（1）～（3）について直売所が単独または他の直売所と連携して実施する取り組みが対象

5 事業の申請・実施に当たっての留意事項

- ・ 本事業の詳細は、「7. お問い合わせ先」に記載している振興局または農山村振興課にお問い合わせください。
- ・ 予算の範囲内での補助となります。
- ・ 事業成果については、研修会等で報告していただきます（時期・方法等は未定）。
- ・ 当事業に合わせてマーケティング調査等を実施していただきます。

6 提出期限・提出書類

- ・ 令和7年7月16日（水）から令和7年8月29日（金）まで
- ・ 「長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業実施要綱」様式第1号及び第2号を所在地の振興局へ提出をお願いします。
- ・ 申請をご検討される直売所は、早めに所在地の振興局（地域普及課、農業振興普及課）へご相談ください。

7 お問い合わせ先

- ・ 本事業の申請は、所在地の振興局を通じて行います。
- ・ 詳しくは、振興局（地域普及課、農業振興普及課）にお問い合わせください。
県央振興局 0957-22-0057、島原振興局 0957-63-0462、県北振興局 0956-41-2033
五島振興局 0959-72-5115、壱岐振興局 0920-45-3038、対馬振興局 0920-52-4011
- ・ 長崎県 農林部 農山村振興課 地域振興班 095-895-2915（直通）

8 その他

(交付申請手続きについて)

- ・ 交付申請に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請します。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りではありません。
- ・ 補助対象事業の着手（機械の発注を含む。）は、原則として、補助金交付決定通知を受けて行うものしますが、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手する必要がある場合には、補助金の内示後に、交付決定前着手届を提出していただきます。

(契約等)

- ・ 補助事業の遂行のために売買、請負その他の契約をする場合は、一般競争に付してください。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。

(補助金の経理)

- ・ 事業実施主体は、補助事業について、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載する帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしてください。
- ・ 事業実施主体は、支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管してください。